

令和3年8月2日

組合員の皆さまへ

あさひかわ農業協同組合

届出住所等の変更手続きに係るお願い

地域の金融機関である当組合において、組合員の皆さまの加入・脱退の状況を正確に把握することは、経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明の組合員の対応を行うことは、当組合をご利用いただいているお客様の利益につながり、出資に関する事務の合理化につながるものであります。

つきましては、現在、当組合からの通知が到達していない組合員の方々がおられますが、当組合の定款に基づき、長期間所在が不明となられている組合員の方については、総代会の決議により除名となることがございます。

住所等が変更になられた組合員の方で、当組合に対して届出住所等の変更手続きがお済でない方は、すみやかにお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

次の(1)から(3)のすべてに該当する組合員の方は、所在不明組合員として総代会において除名となることがございます。

(1) 2年以上当組合の事業を利用していない組合員の方

金融支所窓口やATM等での入出金など、借入金のご返済、口座振替契約の締結及び口座振替契約に基づく引落がされた方などは、(1)に該当せず、除名の対象となることはございません。また、購買・給油の未収取引についても上記と同様です。

ただし、2年以上継続して当組合の出資だけをお持ちの場合や、当組合の出資配当金の受取あるいは出資配当金による増資のみとなっている場合、貯金の利息のみが記帳されている場合については、「事業を利用している」に該当せず除名の対象となりません。

(2) 当組合からの通知などが2年以上継続して到達しなかった組合員の方。

(3) 当組合に届けられている住所等に所在していないことが確認できた組合員の方。

以上

お問い合わせ先

あさひかわ農業協同組合本所 総務課 0166-31-0111  
〒078-8234 旭川市豊岡4条1丁目1番18号